

＜軽自動車税の車種および税額＞

車種	原動機付自転車				小型特殊自動車		二輪の 小型自動車 (250cc 超)	ミニカー (50cc 以下)
	50 cc以下		51～90 cc	91～125 cc	農耕作 業用	その他		
税額	特定 小型	一般					新基準 原付※	
		2,000 円		2,000 円	2,000 円	2,400 円	5,900 円	6,000 円

※原動機付自転車のうち、二輪で、総排気量が 50cc 超 125cc 以下かつ最高出力が 4.0kW 以下のもの

牽引車両 (二輪)	スノー モービル	軽自動車					
		軽二輪	軽三輪	軽四乗(営)	軽四乗(自)	軽四貨(営)	軽四貨(自)
3,600 円	3,000 円	3,600 円	3,900 円	6,900 円	10,800 円	3,800 円	5,000 円
2015 年 3 月 31 日以前に新規登録したもの			3,100 円	5,500 円	7,200 円	3,000 円	4,000 円
新規登録から 13 年を経過したもの			4,600 円	8,200 円	12,900 円	4,500 円	6,000 円

◎グリーン化特例「軽課」・経年車「重課」に係る適用基準

取得期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

特例割合		適用対象者
軽課 (取得翌年度)	概ね 75%軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 (※1)
重課	概ね 20%重課	13 年超のガソリン車 (※2)

◆特例措置のグリーン化特例「軽課」の対象となる場合、該当車両につき当初の 1 年度分に限り税率が軽減されます。

※1 平成 21 年排出ガス規制 NOx10%以上低減又は平成 30 年排出ガス規制適合

※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車及び被けん引車を除く